

# 江東区 病児・病後児保育事業のご案内

【令和8年度】

## 病児・病後児保育事業とは

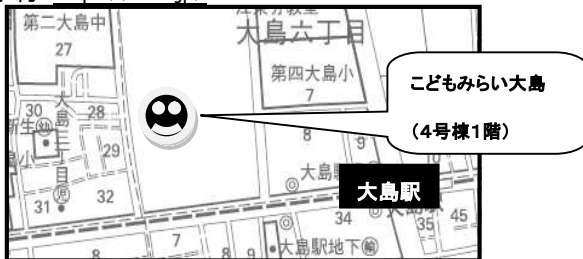
子育てと就労の両立支援の一環として、保育園等の保育施設に通っている乳幼児が、「病気」又は「病気の回復期等」により、普段通っている保育施設での集団保育が難しい時期に、区が委託する実施施設(病児・病後児対応型施設、病後児対応型施設)で一時的にお子様をお預かりする事業です。現在、5施設で実施しており、各施設では、保育士及び看護師がお子様の体調に合わせた保育を行います。

また、病児・病後児対応型施設について、医療機関併設型の「こどもみらい大島」・「こどもみらい富岡」・「昭和医科大学江東豊洲病院 病児・病後児保育室」では、「病気の急性期」でも医師の判断により受け入れ可能な場合があります。

## 実施施設

### 病児・病後児保育室 「こどもみらい大島」

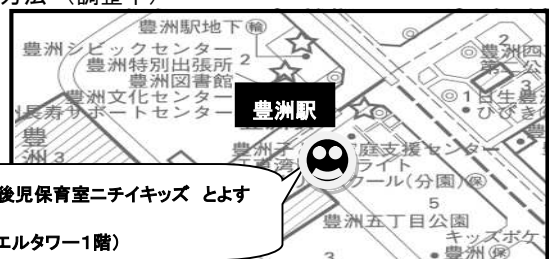
医療法人社団新未来こどもみらい大島クリニック運営  
大島6-1-4-112UR 大島六丁目団地4号棟内  
電話 5628-2525(保育室直通)  
FAX 5628-2528(保育室直通)  
WEB 予約 <https://azkl.jp/> (Web 予約)



都営新宿線「大島駅」JA2出口より徒歩2分  
都バス亀24、亀21、草24系統「大島駅」バス停より徒歩2~5分

### 「(仮称) 病児・病後児保育室 ニチイキッズとよす」 (令和8年4月下旬、フローレンス豊洲と同住所で開設予定)

株式会社ニチイ学館運営 豊洲5-5-1 豊洲シエルタワー1階  
電話 (調整中)  
FAX (調整中)  
予約方法 (調整中)



東京メトロ有楽町線、ゆりかもめ「豊洲駅」より徒歩1分  
都バス海01、業10、錦13系統「豊洲駅前」バス停より徒歩1分

### 病児・病後児保育室こどもみらい富岡

医療法人社団新未来こどもみらい富岡クリニック運営  
富岡2-9-11 Tokyo Monnaka Village 6階  
電話 5875-9023(保育室直通)  
FAX 5875-9027(保育室直通)  
WEB 予約 <https://azkl.jp/> (Web 予約)



東京メトロ東西線「門前仲町駅」1番出口より徒歩8分  
東京メトロ東西線「木場駅」3番出口より徒歩8分

### 昭和医科大学江東豊洲病院 病児・病後児保育室

学校法人 昭和医科大学運営  
豊洲5-1-38 昭和医科大学江東豊洲病院 5階  
電話 6204-6580(保育室直通)  
FAX 6204-6396  
WEB 予約 <https://azkl.jp/> (Web 予約)



東京メトロ有楽町線、ゆりかもめ「豊洲駅」より徒歩6分  
都バス陽12-1、「昭和大学江東豊洲病院前」バス停より徒歩1分

### 病後児保育室 「おひさま」 ※Web 予約は2回目以降のご利用時から

社会福祉法人 こうほうえん 新砂保育園 運営  
新砂3-3-11  
電話 5677-1725(保育室直通)  
FAX 5677-1334(新砂保育園共通)  
HP <https://www.kohoen.jp/childcare/shinsuna/>  
WEB 予約 <https://ohisama.rsvsys.jp> (Web 予約)



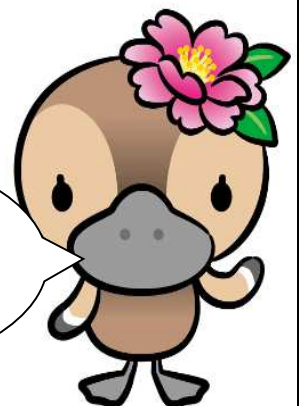
東京メトロ東西線「南砂町駅」より徒歩約6分  
都バス錦22、亀23、陽20系統「新砂3丁目アパート」バス停より徒歩1分

初回の方: 電話予約のみです  
(WEB 予約はご利用できません)  
2回目以降の方: WEB での予約も  
ご利用できます。(離乳食、アレルギーの方を除く)  
ログイン No.等は初回ご利用時にお渡します。

★お知らせ★  
令和8年4月下旬から、「病児・病後児保育室 ニチイキッズとよす」が新規開設される予定だよ!

※「フローレンス豊洲」は令和8年3月末で閉鎖しました。

江東区観光キャラクター コトミちゃん



## お預かりできるお子様は…

江東区に住所を有し、認可保育園、認定こども園(入園時に、保育の必要性の認定(2号、3号の支給認定)を受けているお子様のみ)、小規模認可保育園、江東区の定期利用保育、家庭的保育事業等、認証保育所、家庭福祉員及び児童福祉法第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設に月極めでお子様を預けている(※1)満1歳から就学前の乳幼児(※2)のうち、『入院治療の必要はないが、安静を必要とする状態』にあり、かつ『保護者が家庭で保育できないお子様』です。

(※1)一時保育の利用者は対象となりません。


(※2)こどもみらい大島、こどもみらい富岡では満7か月～1歳未満のお子様もお預かりしています。症状に加え、原則座位が可能なこと・寝返りができることがお預かりの要件になります。ただし、医師の判断により受け入れできない場合があります。

## 病児・病後児保育室を利用するには

病児・病後児保育室をご利用いただくには、区役所へ事前の登録が必要です。登録申請は随時受け付けておりますので、利用を希望される方は、下記の方法により登録手続きをお願いいたします。一度の登録で、保育施設を退所するまでどの施設でもご利用いただけます。

なお、申請を受付してから登録証をお送りするまでに、1～3週間程度お時間がかかります。至急ご利用される場合には仮登録ができます。実施施設に空き状況を確認の上、保育支援課保育サービス係(03-3647-4934)までお電話ください。施設で仮登録が確認できた後に予約が可能になります。

### 1. 次の方法から、ご申請ください。

電子申請	在籍・利用証明書(※)をご準備のうえ、次のURLから、LoGoフォームでご申請ください。	⇒	江東区病児・病後児保育事業 利用登録申請フォーム URL: <a href="https://logoform.jp/form/Pwvm/939937">https://logoform.jp/form/Pwvm/939937</a>	
紙による申請	次のとおり利用登録申請書を入手し、保育施設から施設証明欄を記載いただき、郵送または窓口でご提出ください。	⇒	江東区内の認可保育園、認定こども園、小規模認可保育園、定期利用保育、家庭的保育事業、認証保育所、家庭福祉員をご利用の方	①区ホームページ(※)からダウンロード ②各保育施設から申請書を受け取ってください。
		⇒	区外の保育施設及び区内外を問わず児童福祉法第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設をご利用の方	①区ホームページ(※)からダウンロード ②保育支援課へご連絡いただければ、郵送いたします。

※ 各保育施設又は区ホームページに在籍・利用証明書の様式がありますので、現在通っている保育施設から月極めで通所していることの証明を受けて下さい。証明がない場合は受付できませんのでご注意ください(区外保育施設及び認可外保育施設にお通いの方は、各保育施設に様式はありません。区ホームページからダウンロードしていただくか、保育支援課へご連絡いただければ、郵送いたします)。

※ 区ホームページ : ホーム⇒こども・教育⇒子育て支援⇒子育てサービス⇒病児・病後児保育(URL <https://www.city.koto.lg.jp/>)

### 2. 登録が完了しましたら、利用登録証及び各施設の利用案内等を郵送でご自宅にお送りします。

### 3. 利用したい日の前日に、施設に予約をします。

予約方法については、次ページ施設の概要をご覧ください。

江東区観光キャラクター  
コトミちゃん



### ★食事について

「おひさま」では新砂保育園の給食・おやつを無料で提供しています(離乳食・アレルギー食は、対応が難しい場合もありますので予約時にご相談下さい)。「こどもみらい大島」「こどもみらい富岡」「昭和医科大学江東豊洲病院」では昼食を持参していただきます。冷凍母乳のお預かりはいたしません。

### ★主な持ち物について(施設ごとに異なります。詳細は、登録後に郵送いたします各施設の利用方法をご覧ください。)

江東区病児・病後児保育事業利用登録証、利用料(2,000円)、利用申込書兼児童票(初日用初日利用時のみ)、医師連絡票(おひさまを利用の場合)、食品確認票(「こどもみらい大島」「こどもみらい富岡」で1歳未満及びアレルギーをお持ちのお子様をお預けになる場合)、母子健康手帳、スーパーのビニール袋(汚れ物入れ)、紙おむつ・パンツ類、着替え(楽な服装。パジャマでも可)、バスタオル、ブランケット、昼食、おやつ、粉ミルク・哺乳瓶(必要な方)、主治医の処方薬・薬剤情報提供書(お持ちの方はご提出ください)、お口拭き 等

# 施設の概要

《お願い》 同一日に複数施設の予約はご遠慮ください

1回につき7日を限度にご利用ください

	病児・病後児 医療機関併設型		病後児 保育所併設型
	こどもみらい大島	こどもみらい富岡	昭和医科大学江東豊洲病院 おひさま
開所日時	祝祭日・年末年始・休診日を除く 月～金の午前8時30分から午後6時まで		祝祭日・年末年始・休診日を除く月～金の午前9時から午後6時まで
定員	10名	4名	
	※お預かりするお子さん同士の感染が予想される場合には、利用定員に達していてもご利用できない場合があります。		
預かり年齢	満7か月～就学前の乳幼児		満1歳～就学前の乳幼児
料金	1日1人2,000円（お子様をお預けの際にお支払いいただきます。） ※生活保護世帯・住民税非課税世帯・所得税非課税世帯の方には減免制度があります。詳しくは区役所・HPで配布する江東区病児・病後児保育事業利用料助成のご案内をご覧ください。		
予約及び利用の方法	①利用希望日前日の午前11時からWEBにてご予約ください。なお、定員に空きがある場合には、WEBにて当日のご予約でも利用可能な場合があります。		①利用希望日前日の正午から当日の午前8時までの間に、WEBにてご予約ください。利用希望日前日が施設の閉室日の場合でもWEBにてご予約ください。
	②指定された持ち物を持参し、診察のご予約時間にお越しください。医師の診察を受け、 <u>受入れ可能であると判断された場合のみ、ご利用いただけます。</u>		②指定された持ち物を持参し、8時30分～9時の間に、1階初診受付までお越しください。事前に医師の診察を受け、 <u>受入れ可能であると判断された場合のみ、ご利用いただけます。</u>
キャンセルの方法	当日の午前7時45分までに必ずWEBでキャンセルの手続きを行ってください。		当日の午前8時までに留守番電話にてご連絡ください。また、Webでのお手続きは午前7時30分まで可能です。
お預かりできる症状の範囲	① 感冒、下痢おう吐症等、乳幼児が日常罹患する疾病 ⇒ 病気の初期から回復期まで、保育園等に連れて行けないようなとき。ただし、点滴などの治療が必要な場合は利用できません。 ② 水痘、風疹等の感染症の疾患（学校保健安全法施行規則第18条第1項第2号に規定があります。） ⇒ 感染症予防のための隔離室があるため、感染症の病気であっても当面の症状の急変が認められない場合にはお預かりができます。ただし、麻しん（はしか）については、お預かりできません。 ③ 喘息等の慢性疾病 ⇒ 発作が収まっても、保育園等には連れて行けないようなとき。また軽症の発作があるため、保育園などには連れて行けないようなとき。 ④ 熱傷等の外傷性疾患 ⇒ 外傷はお預かりできません。 ⑤ その他、医師が利用可能と判断した病気 ⇒ 上記の症状でも、施設が受入れ困難と判断した場合には、利用をお断りする場合があります。 ★満1歳に満たない乳幼児の場合 ⇒ 上記の範囲で、かつ原則座位が可能なこと・寝返りができること。ただし、医師の判断により受け入れできない場合があります。		① 感冒、下痢おう吐症等、乳幼児が日常罹患する疾病 ⇒ 病気の初期から回復期まで、保育園等に連れて行けないようなとき。ただし、点滴などの治療が必要な場合は利用できません。 ② 水痘、風疹等の感染症の疾患（学校保健安全法施行規則第18条第1項第2号に規定があります。） ⇒ 感染症予防のための隔離室があるため、感染症の病気であっても当面の症状の急変が認められない場合にはお預かりができます。ただし、水痘・麻しん（はしか）・結核については、お預かりできません。 ③ 喘息等の慢性疾病 ⇒ 発作が収まっても、保育園等には連れて行けないようなとき。また軽症の発作があるため、保育園などには連れて行けないようなとき。 ④ 熱傷等の外傷性疾患 ⇒ 外傷はお預かりできません。 ⑤ その他、医師が利用可能と判断した病気 ⇒ 上記の症状でも、施設が受入れ困難と判断した場合には、利用をお断りする場合があります。
	① 感冒、下痢おう吐症等、乳幼児が日常罹患する疾病 ⇒ 病気の初期から回復期まで、保育園等に連れて行けないようなとき。ただし、点滴などの治療が必要な場合、熱が高いとき、おう吐が治まっていないとき又は食事が摂れていないときは利用できません。 ご利用が可能であるかは、各施設へ直接お問い合わせください。 ② 喘息等の慢性疾患 ⇒ 発作が収まっても、保育園等には連れて行けないようなとき。 ③ 熱傷等の外傷性疾患 ⇒ 症状が固定しても、保育園等には連れて行けないようなとき。 ④ その他、医師が利用可能と判断した病気 ⇒ 上記の症状でも、施設が受入れ困難と判断した場合には、利用をお断りする場合があります。		① 感冒、下痢おう吐症等、乳幼児が日常罹患する疾病 ⇒ 病気の初期から回復期まで、保育園等に連れて行けないようなとき。ただし、点滴などの治療が必要な場合、熱が高いとき、おう吐が治まっていないとき又は食事が摂れていないときは利用できません。 ご利用が可能であるかは、各施設へ直接お問い合わせください。 ② 喘息等の慢性疾患 ⇒ 発作が収まっても、保育園等には連れて行けないようなとき。 ③ 熱傷等の外傷性疾患 ⇒ 症状が固定しても、保育園等には連れて行けないようなとき。 ④ その他、医師が利用可能と判断した病気 ⇒ 上記の症状でも、施設が受入れ困難と判断した場合には、利用をお断りする場合があります。

※注 医師連絡票（診療情報提供書）は、月1回に限り保険医療対象及び乳幼児医療費助成制度により自己負担は無料になります。同じ月に2回以上医師連絡票の作成を依頼した場合は、原則2回目以降は自己負担が発生いたします。また、都外の医療機関をご利用の場合は、自己負担が発生しますが、所定の手続により還付が受けられます。

# 申請書記載例

(記入漏れ、保育施設証明欄の証明のもらい忘れにご注意ください。)

別記第1号様式(第13条関係)

\*この枠内は記入  
しないで下さい

区役所決定欄

区役所登録日 令和 年 月 日  
登録番号

令和8年4月1日

江東区長 殿

書類を記載した日を記入してください。

## 江東区病児・病後児保育事業利用登録申請書

江東区病児・病後児保育事業の利用登録について  
お申し込みいたします。

また、この登録内容を受託者に通知すること及び  
病名・保育料支払状況)の報告を受けることに同意

クラスが持ち上がる場合を含め、4月1日から保育施設に  
通う場合で3月中に申請する場合と、保育施設の内定段階  
で申請する場合には「今後通う予定の」欄に○をしてくだ  
さい。保育施設に通いはじめてから申請する場合には、「現  
在通っている」欄に○をしてください。

申請者 (保護者)	〒135-0061 住所 江東区東陽4-11-28	氏名 江東 太郎	自宅電話番号 (3647)9084
ふりがな 児童名	生年月日	性別	現在通っている・ <b>今後通う予定の</b> 保育施設名及び電話番号
こうとう いちろう 江東 一郎	令和2年1月1日	<b>男</b> ・女	江東区役所保育室 電話 (3647)9111

保護者等の緊急連絡先(確実に連絡がつくようにしておいてください)

連絡順位	ふりがな 氏名	続柄	連絡先及び電話番号	携帯電話番号
第一	こうとう たろう 江東 太郎	父	株式会社 ○○商事 (3000)3000	080(8000)8000
第二	こうとう はなこ 江東 花子	母	○○工業 (4000)4000	090(8000)8000
第三	こうとう じろう 江東 次郎	祖父	祖父自宅 0000(50)500	

必ず施設の証明を受けて下さい。記載  
のないものは受け付けできません。

施設証明欄(必ず保育施設より証明を受けて下さい。)\* 保育施設記入欄につき省略

※医師連絡票・申込書兼児童票(初日用)は、利用登録証をお送りする際に同封しております。  
また、区のホームページから印刷することも可能です。

※利用登録申請書は、区役所保育支援課保育サービス係へご郵送いただくか、区役所保育支援課保育サー  
ビス係又は豊洲特別出張所へ直接お持ちください。そのほかの出張所では受付できませんのでご注意くだ  
さい。

## 申請書送付先・問い合わせ先

〒135-8383

江東区東陽4-11-28 江東区役所 こども未来部保育支援課保育サービス係

電話 3647-4934 (直通) FAX 3647-9290

